

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 本県の中山間地域は、地域住民の生活の場としてのみならず、多面的・公益的な機能を有し、県民共有の財産である。しかしながら、本県の中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。
- (2) (1)の現状を踏まえ、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利公益活動法人、事業者等の多様な主体が認識を共有し、地域住民と協働して共に手を携え、みんなで中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要であり、そのための基本方針、重点的に取り組む施策等を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るため地域住民をはじめとした県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の役割を明らかにするとともに、協働して総合的な施策の推進を図ることにより、もって豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。
(2) 基本方針	<p>ア 中山間地域の振興は、各地域の特性を踏まえ、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。</p> <p>イ 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。</p> <p>ウ 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>エ 中山間地域の振興は、中山間地域の自然環境及び農林地を保全し、治山、治水、水源かん養等の公益的な機能の維持増進が図られるよう推進されなければならない。</p> <p>オ 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域が共に支え合う共生の考えの下、都市部及び中山間地域が有する各々の価値及び機能を相互に理解し、協力して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。</p>
(3) 県の責務	<p>ア 県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。</p> <p>イ 県は、施策を推進するに当たっては、市町村及び県民等と協働に努めるものとする。</p> <p>ウ 県は、特定非営利公益活動法人、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かした、住民と連携した地域活動が促進されるよう環境整備等に努めるものとする。</p> <p>エ 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する施策の提言等を行うよう努めるものとする。</p> <p>オ 県は、中山間地域の公益的な機能について、県民の理解を深めるよう努めるものとする。</p>
(4) 市町村の役割	中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。
(5) 県民等の役割	県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域が有する公益

	<p>的な機能に対する理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、活性化を目指す取組への参加及び協力を努めるものとする。</p>
<p>(6) 重点的に取り組む施策</p>	<p>県、市町村及び県民等は、(2)の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。</p> <p>ア 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策</p> <p>(ア) 地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ること。</p> <p>(イ) 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実に図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境を確保すること。</p> <p>(エ) 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。</p> <p>イ 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策</p> <p>(ア) 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。</p> <p>(イ) 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。</p> <p>ウ 伝統文化等の継承等に関する施策</p> <p>中山間地域の歴史と風土の中ではぐくまれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進するもの。</p> <p>エ 産業の振興に関する施策</p> <p>(ア) 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。</p> <p>(イ) 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業の創出を図ること。</p> <p>(ウ) 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。</p> <p>(エ) イの(ア)及び(イ)の地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。</p> <p>オ 他地域との交流促進等に関する施策</p> <p>中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの</p> <p>カ 中山間地域と都市部との共生に関する施策</p> <p>均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図るもの</p> <p>キ 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策</p> <p>自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの</p>

(7) 調査及び研究	県は、市町村、学識経験者、住民及び県民等と定期的に協議し、中山間地域の現状把握並びに施策の調査及び研究を行い、施策の充実に努めるものとする。
(8) 推進体制の整備	県は、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努めるものとする。
(9) 財政上の措置	県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(10) 施行期日等	ア 施行期日は、公布日とする。 イ 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 鳥取砂丘は、我が国最大級の海岸砂丘であり、独特の地形や起伏に富んだ景観で知られ、固有の砂丘植物も自生する貴重な自然を有する地域である。
- (2) 最近では、砂丘利用者のマナー低下等によりゴミのポイ捨てや砂丘斜面への落書きは後を絶たず、河川と港湾の整備等により砂の供給が減少するとともに、保安林の整備等の影響で草原化が進むなど、従来の手法による自然保護の限界を感じさせる事態も生じている。
- (3) これに対して、県民参加による除草活動や清掃活動など、鳥取砂丘の再生を目指す取組が活発化するとともに、乾燥地農業の研究拠点の整備、砂にまつわる文化的な催しの実施など、地域特性を活かした新しい価値や情報の創出と発信の拠点ともなってきた。
- (4) このように鳥取砂丘は、貴重な自然を有するのみならず、特色ある産業・文化活動・学術研究の拠点ともなっており、非常に多面的な価値を有する県民共有の財産であり、世界に誇れる本県の至宝とも言うべき存在である。
- (5) 鳥取砂丘の多面的な価値の向上を図り、その優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくため、この条例を制定する。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、鳥取砂丘の保全と再生について、基本理念を定め、県及び砂丘利用者の責務を明らかにするとともに、鳥取砂丘の保全と再生に関する施策の基本となる事項を定めることにより、適切な利用を増進しつつ、様々な人々の協働による総合的な取組を推進し、もって鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。
(2) 基本理念	鳥取砂丘の保全と再生は、その固有環境の貴重さと、それに対して砂丘利用者の行動が及ぼす影響を十分に把握した上で、当該行動が本県の経済・文化等に及ぼす影響も勘案し、社会的発展との調和にも配慮しながら、砂丘利用者の理解と協力の下に協働して推進することを基本として、行われなければならない。
(3) 県の責務	県は、基本理念にのっとり、国、鳥取市等の関係機関と連携して、鳥取砂丘の保全と再生について砂丘利用者の理解を深め、その協力の下に必要な保護施策等を総合的に推進するものとする。
(4) 砂丘利用者の責務	砂丘利用者は、基本理念にのっとり、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性を理解し、これに自主的に取り組むとともに、県が実施する保護施策等に積極的に協力し、節度ある利用に努め、いやくも鳥取砂丘の固有環境をき損し、又は鳥取砂丘の快適な利用を妨げるような行為をしてはならない。
(5) 保護施策	ア 県は、鳥取砂丘の保全と再生を図ることの重要性について砂丘利用者の理解を深め、これに取り組む意欲を増進するため、利用者の意識啓発を関係機関と連携して実施するものとする。 イ 県は、鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者の自主的な取組を促進するために必要

	<p>な措置を関係機関と連携して実施するものとする。</p> <p>ウ 県は、鳥取砂丘の固有環境とそれに影響を及ぼす気象、水理等の実態及び動向を的確に把握し、鳥取砂丘の保全と再生を科学的かつ効果的に推進するため、関係機関と協力して必要な調査研究を実施するものとする。</p> <p>エ 県は、調査研究の結果等を踏まえ、鳥取砂丘の保全と再生のため、工事その他の措置が必要と認められる場合には、関係機関との適切な役割分担のもとに、その推進を図るものとする。</p>
(6) 禁止行為	<p>ア 鳥取砂丘においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(ア) 文字、図形又は記号(それを内包できる最小の長方形又は円の面積が10平方メートルを超えるものに限る。)を鳥取砂丘の地面に表示すること。</p> <p>(イ) 他人の身体又は物に害を及ぼすおそれのある方法で、ボール、花火その他の物を投げ、打ち、又は発射すること。</p> <p>(ウ) 缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、動物のふんその他の物を投棄すること。</p> <p>イ 自然公園法又は文化財保護法に基づく許可等に係る行為は、アによる禁止の対象から除外する。</p>
(7) 中止等の指示及び原状回復命令	<p>ア 知事は、その職員をして、(6)の禁止行為を現にしている者に対し、中止等の指示をすることができる。</p> <p>イ 知事は、(6)の禁止行為をした者に対し、原状回復を命ずることができる。</p>
(8) 罰則	<p>ア 鳥取砂丘においてみだりに禁止行為をした者 5万円以下の過料</p> <p>イ 中止等の指示に従わなかった者及び原状回復命令に違反し、原状回復をしなかった者 5万円以下の過料</p>
(9) 施行期日	施行期日は、平成21年4月1日とする。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、職員を派遣することができる団体(以下「派遣団体」という。)のうち、民法第34条の法人が一般社団法人又は一般財団法人に改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うほか、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(以下「職員派遣条例」という。)の題名を改める。
- (2) 社団法人及び財団法人が、平成20年12月1日から5年の間に一般社団法人等に移行することにかんがみ、職員派遣条例中引用している社団法人及び財団法人の名称について所要の規定の整備を行う。
- (3) 派遣団体のうち、現在職員を派遣していない次の法人に係る規定を削る。
 - ア 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
 - イ 財団法人鳥取県体育協会
 - ウ 財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
 - エ 日本赤十字社
- (4) 関係条例の一部改正
 - (1)に伴い、職員派遣条例の題名を引用している次の条例について所要の規定の整備を行う。
 - ア 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - ウ 鳥取県職員定数条例
 - エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 鳥取県警察職員定員条例

- (5) 施行期日は、平成20年12月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立社会福祉施設の見直しにより、福原荘を平成21年3月31日限りで廃止し民営化することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例中、福原荘に係る規定を削る。
(2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農林水産業と製造業との連携の促進、環境と調和のとれた県内産業の発展を図るため、企業の立地に係る助成を拡充する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 製造業等に係る企業立地事業であって、その原料又は材料として使用する農林水産物を事業者自ら生産する場合は、その生産に係る土地、家屋及び償却資産の取得並びに賃借に要する費用を投資額に含め、助成対象とする。
(2) 企業立地事業のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるものに係る企業立地事業補助金については、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備の取得に係る投下固定資産額に3分の1を乗じて得た額を加算する。
(3) (2)の加算を行う場合にあっては、企業立地事業補助金(知事特認による加算を含む。)の算出基礎となる投下固定資産額から、(2)の加算の対象となる投下固定資産額を控除するものとする。
(4) その他所要の規定の整備を行う。
(5) 施行期日等
ア 施行期日は、公布日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県水産事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

漁業取締業務の効率化を図るため、漁業取締船はやぶさの根拠地を境港(現行 鳥取港)に移転し、海面漁業の取締りに関する事務を主として境港水産事務所が行うこととするに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 境港水産事務所の所管区域のうち漁業取締りに関する事務については、鳥取県の区域を所管区域とする。
(2) 施行期日は、公布日とする。